

八千代町新規学卒者就職祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の雇用促進、町民の若者の雇用促進を図るため、町内事業所等に正社員として就労する新規学卒者に対し、予算の範囲内で、八千代町新規学卒者就職祝金（以下「就職祝金」という。）を交付することに関し、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 雇用される年の3月に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院又はこれらに準ずるものを卒業した者をいう。
- (2) 正社員 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の限定がなく事業主に正規雇用で雇われた従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。
- (3) 事業所等 八千代町内に本社、事業所若しくは事務所等を有する個人又は法人で、雇用保険法第5条第1項の規定による適用事業を行う事業所をいう。
- (4) 雇用基準日 当該年7月1日をいう。

(就職祝金の交付対象者)

第3条 就職祝金の交付を受けることができる対象者は、次の各号のいずれにも該当する新規学卒者とする。

- (1) 雇用基準日から翌年の1月1日までの間、申請時の勤務先に継続して勤務している者
- (2) 雇用基準日から翌年の1月1日までの間、町内に住所を有する者又は雇用基準日に町外に住所を有する者で、11月30日までに町内に転入し、翌年の1月1日までの間、町内に住所を有する者
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 八千代町暴力団排除条例（平成23年八千代町条例第13号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 就労している企業に、事業主、取締役など経営を担う職務を務めている2親等以内の親族

がない者

(就職祝金の額)

第4条 就職祝金の額は、20万円とする。

(就職祝金の申請及び請求)

第5条 就職祝金の交付を受けようとする者は、当該企業に就職した日の属する年の11月30日までに、八千代町新規学卒者就職祝金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。なお、就職祝金の支給は1人1回限りとする。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 雇用契約書(雇用契約の内容が確認できるもの)の写し

(3) 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは八千代町新規学卒者就職祝金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは八千代町新規学卒者就職祝金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する補助事業実績報告書に係る書類の全部を省略する。

(就職祝金の交付)

第8条 町長は、第6条の規定により就職祝金の交付を決定したときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に就職祝金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 町長は、就職祝金の交付決定の通知を受けた者が、偽りその他の不正な手段により就職祝金の交付を受けたときには、当該決定を取り消し、支給した就職祝金の全部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合は、八千代町新規学卒者就職祝金交付決定取消通知書(様式第5号)により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(就職祝金の返還)

第10条 前条第1項の規定により就職祝金の交付決定を取り消された者は、既に就職祝金の交付を受けているときは、町長の命ずるところにより、就職祝金を返還しなければならない。なお、命令は八千代町新規学卒者就職祝金返還通知書(様式第6号)により行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行し、令和7年3月の新規学卒者から適用する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。